

「尼崎市子どものための権利擁護委員会」の設置について

1 趣旨・目的

本市では平成 21 年の「尼崎市子どもの育ち支援条例」を施行し、子どもの育ちを地域社会全体で支える取り組みを推進してきました。他方、昨今のいじめや体罰等の子どもの人権が侵害される重大な事案も発生していることから、子どもの人権を具体的に保障していくため、4月1日に尼崎市子どものための権利擁護委員会(以下「委員会」という。)を設置し、7月1日からは、「子どものための権利擁護窓口」を開設し、子どもの権利に関する救済の申し立てや相談を受け付けています。

2 受付時間

- (1) 受付日 月～土曜日(祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前 10 時～午後 6 時

3 設置場所

あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ 2 階
(尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 5 号)



4 対象

概ね 18 歳以下で市内在住か市内の子ども施設に在籍または市内在勤の人

5 相談内容

子どもに関するいじめ、虐待、体罰、暴言などの人権侵害など

6 相談・申し立ての受付方法

常駐する相談員が電話やメール等で相談や申し立てを受け付けます。将来的に、LINE での受け付けも始めます。

7 本委員会の位置付け・性格

行政機関からの独立性に加え、子どもの権利救済と意見表明支援に係る専門性を有する附属機関(地方自治法第 138 条の 4)として設置しています。

8 委員会の機能

(1) 調査・調整機能

子どもの権利を擁護するために子どもの意見表明を支援するほか、子どもの権利に関する救済の申し立て及び相談を受けた時は、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行います。

(2) 提言機能

子どもの権利を保障する観点から、子どもを取り巻く制度等について調査を行うとともに、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言を行います。

(3) 広報・研修機能

児童の権利に関する条約の理解を深めるための広報及び研修を行うとともに、子どもがまちづくりに参画できる環境づくりのための啓発を行います。

9 委員の構成

| | | |
|----|-------------------|-------------|
| 委員 | 羽下 大信 (はげ だいしん) | 兵庫県臨床心理士会会長 |
| | 曾我 智史 (そが さとし) | 兵庫県弁護士会副会長 |
| | 桜井 智恵子 (さくらい ちえこ) | 関西学院大学 教授 |

10 実績 (令和3年8月末時点)

(1) 件数 合計 20 件 (調整中 6 件、問い合わせのみで終了 14 件)

(2) 主な相談内容

- ・ いじめに関すること
- ・ 学校の対応に関すること など

以 上